

陸上自衛隊日本原演習場の米軍使用に関する覚書

陸上自衛隊日本原演習場の米軍使用に関する覚書

陸上自衛隊日本原演習場の米軍使用に関し、津山市長（以下「甲」という。）と中国四国防衛局長（以下「乙」という。）との間において、陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊長、津山市日本原演習場対策委員長及び広戸地区演習場対策委員長を立会人として、次のとおり覚書を締結する。

（訓練期間中の安全安心対策）

第1条 乙は、米軍単独訓練期間中における地域の安全、安心の確保の観点から、事件、事故の防止に向け対策を講じるよう努めるとともに、米軍に対して安全管理の徹底を求めるものとし、万一、地域住民の安全、安心が懸念されるような重大な事件、事故が発生した場合、乙は、米軍に対し訓練の中止を求めるなど、適切な措置を講じるものとする。

（訓練の実施）

第2条 乙は、米軍の訓練実施にあたって、地域住民の生活環境へ与える影響に配慮し、別紙「日本原演習場における米軍単独訓練受け入れに関する確認事項」を遵守するものとする。

また、確認事項に変更及び追加の必要が生じた場合は、事前に甲の了承を得るものとする。

（訓練情報の提供）

第3条 乙は、訓練に関する情報について、米軍と調整を行い、可能な限り、早期に甲に提供するものとする。

（有効期間）

第4条 この覚書の有効期間は覚書締結後1年間とする。ただし、期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から何らかの意思表示がない場合は、更に1年間効力を有するものとし、その後もこの例による。

（その他）

第5条 この覚書に定めのない事項で、取り決めに必要とするもの及びこの覚書の実施について疑義を生じたときは、その都度甲及び乙が協議をして定めるものとする。

この覚書の証として本書5通を作成し、甲、乙及び立会人記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年6月29日

当事者 甲 津山市長

谷口 圭三



乙 中国四国防衛局長

赤瀬 正洋



立会人 陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊長

野々上 美智明



津山市日本原演習場対策委員長

松本 義隆



広戸地区演習場対策委員長

正松本 實



日本原演習場における米軍単独訓練受け入れに関する確認事項

1 米軍の訓練内容

- (1) 使用部隊は岩国基地所属の下記部隊とする。
 - ア 海兵第171航空支援師団中隊 (MWSS-171)
 - イ 第36戦闘補給部隊 (CLC-36)
- (2) 使用期間は、年間14日以内とする。
- (3) 訓練内容は、一般訓練（浄水訓練、整地訓練等）、射撃訓練、爆破訓練及びヘリパッド敷設訓練とする。
- (4) 使用する射撃場は、戦闘射場、手榴弾投てき場、至近距離射場とし、射撃訓練時は米軍が警戒員を配置する。
- (5) 緊急の場合を除き、射撃場以外では米兵が携行する銃に実弾は装填されない。
- (6) 夜間（2200～0600）は訓練を実施しないものとする。また、1700～2200の間については、騒音を伴う訓練は実施しない。

2 米軍の宿营地

- (1) 訓練期間中の宿营地は基本的に日本原駐屯地内のグラウンドを使用し、急患等の特別の場合を除き外出しない。
- (2) 訓練期間中の日本原駐屯地と日本原演習場の往来は轟陸橋を使用し、国道は使用しない。

3 米軍ヘリコプターの飛来

- (1) 演習場への飛来は、可能な限り集落の上空を避け、自衛隊が通常用いている飛行ルートに従い、演習場の東側から行うなど、騒音に配慮するとともに、安全面に万全を期するものとする。
- (2) 使用機種については事前に地元に連絡する。
- (3) 飛行日数は訓練期間中に1日～2日とし、1700～0800の飛行は行わない。

4 米兵（約300名）の管理態勢

- (1) 日本原駐屯地内に防衛局、自衛隊及び米軍の連絡員を配置する。
 - ア 防衛局及び自衛隊の連絡員は24時間態勢とする。
 - イ 米軍は訓練時間中に日本人連絡員を配置する。
- (2) 防衛局及び自衛隊は、訓練時間中は演習場外周を適宜巡回し、夜間は駐屯地グラウンドを適宜巡回する。
- (3) 演習場の全ての門扉を施錠し、立入禁止を明示する。
- (4) 自衛隊は適宜米軍の訓練状況を確認する。

5 米軍車両の往来

- (1) 渋滞を避けるため、車両は分散して移動し、特に一般車両の交通の妨げとなるような大型車両については深夜あるいは早朝に移動する。
- (2) 車両往来時は、防衛局の車両が津山インターチェンジと演習場間を適宜巡回する。
- (3) 米兵は基本的に民間会社による数台のバスで移動する。

6 その他

- (1) 訓練実施にあたっては、米軍に対し、日本原演習場使用規則及び日米共同訓練に係る地元要望を遵守させる。
- (2) 訓練期間中に事件、事故等が発生した場合の窓口は防衛局が行う。
- (3) 訓練時期については、地元演習場対策委員会における自衛隊訓練に係る協議の例に従い、事前に調整する。